

令和元年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

岩手大学

令和2年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

|                                       |           |    |
|---------------------------------------|-----------|----|
| 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について | ・ ・       | i  |
| I 認証評価結果                              | ・ ・ ・ ・ ・ | 1  |
| II 基準ごとの評価                            | ・ ・ ・ ・ ・ | 2  |
| 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）         | ・ ・ ・ ・ ・ | 2  |
| 領域2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）              | ・ ・ ・ ・ ・ | 5  |
| 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）   | ・ ・ ・ ・   | 11 |
| 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）      | ・ ・ ・ ・ ・ | 13 |
| 領域5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）              | ・ ・ ・ ・ ・ | 15 |
| 領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）          | ・ ・ ・ ・ ・ | 17 |
| 付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧                 |           |    |
| 付録2 根拠資料一覧                            |           |    |

## 1. 令和元年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

#### （1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### （2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準を満たすと判断しました。
- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準を満たしているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

## 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

## 5 評価のスケジュール

(1) 機構は、平成 30 年 6 月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、平成 30 年 6 月及び 10 月に、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

(2) 機構は、平成 30 年 7 月から 9 月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 16 大学の評価を実施しました。

### ○ 国立大学 (16 大学)

室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、山形大学、東京外国語大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、豊橋技術科学大学、京都大学、京都教育大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

(3) 機構は、令和元年 6 月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

(4) 機構は、令和元年 6 月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

| 令和元年      |                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 7 月       | 書面調査の実施                                           |
| 8 月       | 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） |
| 10 月～11 月 | 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）          |
| 12 月      | 評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）                              |

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和 2 年 1 月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和 2 年 3 月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和元年度に認証評価を実施した 16 大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和元年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和2年3月現在）

### （1）大学機関別認証評価委員会

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| アリソン・ビール | オックスフォード大学日本事務所代表        |
| 稲垣卓      | 福山市立大学名誉教授               |
| 及川良一     | 大学入試センター参与               |
| 片峰茂      | 長崎大学名誉教授                 |
| 片山英治     | 野村證券株式会社主任研究員            |
| 川嶋太津夫    | 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長     |
| 下條文武     | 新潟大学名誉教授                 |
| 近藤倫明     | 北九州市立大学特任教授              |
| 里見進      | 日本学術振興会理事長               |
| 鈴木志津枝    | 兵庫医療大学副学長・看護学部教授         |
| 土屋俊      | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事     |
| 中島恭一     | 富山国際大学顧問                 |
| 西尾章治郎    | 大阪大学総長                   |
| ◎濱田純一    | 放送倫理・番組向上機構理事長           |
| ○日比谷潤子   | 国際基督教大学長                 |
| 前田早苗     | 千葉大学教授                   |
| 松本美奈     | Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授 |
| 室伏きみ子    | お茶の水女子大学長                |
| 山本健慈     | 国立大学協会専務理事               |
| 吉田文      | 早稲田大学教授                  |

※ ◎は委員長、○は副委員長

### （2）大学機関別認証評価委員会運営小委員会

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 稲垣卓   | 福山市立大学名誉教授           |
| 川嶋太津夫 | 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長 |
| 下條文武  | 新潟大学名誉教授             |
| 近藤倫明  | 北九州市立大学特任教授          |
| ◎土屋俊  | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事 |
| 中島恭一  | 富山国際大学顧問             |
| ○山本泰  | 大学改革支援・学位授与機構特任教授    |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 阿波賀 邦 夫   | 名古屋大学大学院理学研究科教授        |
| 井 上 美沙子   | 大妻女子大学副学長              |
| ○ 片 峰 茂   | 長崎大学名誉教授               |
| 片 山 英 治   | 野村證券株式会社主任研究員          |
| 神 林 克 明   | 公認会計士、税理士              |
| 岸 本 喜久雄   | 東京工業大学名誉教授             |
| 喜 多 一     | 京都大学国際高等教育院教授          |
| ◎ 近 藤 倫 明 | 北九州市立大学特任教授            |
| 齊 藤 和 季   | 千葉大学大学院薬学研究院教授         |
| 佐 藤 信 行   | 中央大学大学院法務研究科教授         |
| 土 屋 俊     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事   |
| 前 田 健 康   | 新潟大学歯学部長・大学院医歯学総合研究科教授 |
| 光 田 好 孝   | 東京大学生産技術研究所教授          |
| 野 口 哲 子   | 奈良先端科学技術大学院大学監事        |
| ○ 山 内 進   | 一橋大学名誉教授               |
| ○ 山 口 佳 三 | 北海道大学名誉教授              |
| 山 本 泰     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授      |
| 吉 澤 結 子   | 秋田県立大学理事・副学長           |

(第2部会)

|           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 磯 部 祐 子   | 富山大学理事・副学長                                 |
| ○ 伊 東 幸 宏 | 浜松地域イノベーション推進機構フロンティアセンター長、<br>静岡大学名誉教授・顧問 |
| 江 原 由美子   | 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授                    |
| 及 川 良 一   | 大学入試センター参与                                 |
| 小 内 透     | 北海道大学大学院教育学研究院教授                           |
| 片 山 英 治   | 野村證券株式会社主任研究員                              |
| ◎ 下 條 文 武 | 新潟大学名誉教授                                   |
| 佐 藤 之 彦   | 千葉大学大学院工学研究院長・教授                           |
| 鈴 木 志津枝   | 兵庫医療大学副学長・看護学部教授                           |
| ○ 高 田 邦 昭 | 群馬県立県民健康科学大学学長                             |
| 竹 内 啓 博   | 公認会計士、税理士                                  |
| ○ 谷 口 功   | 国立高等専門学校機構理事長                              |
| 土 屋 俊     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事                       |
| 西 村 伸 一   | 岡山大学大学院環境生命科学研究科教授                         |
| 深 見 公 雄   | 高知大学総合科学系長・農林海洋科学部教授                       |
| 藤 田 佐 和   | 高知県立大学看護学部長・教授                             |
| 藤 本 眞 一   | 奈良県立医科大学教育開発センター教授                         |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| ○ 山 口 宏 樹 | 埼玉大学長             |
| 山 本 泰     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |

(第3部会)

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| ○ 明 石 要 一 | 千葉敬愛短期大学長            |
| ◎ 稲 垣 卓   | 福山市立大学名誉教授           |
| 片 山 英 治   | 野村證券株式会社主任研究員        |
| 加 藤 映 子   | 大阪女学院大学長             |
| ○ 清 水 一 彦 | 山梨県立大学理事長・学長         |
| ○ 高 島 忠 義 | 前 愛知県立大学長            |
| 竹 内 啓 博   | 公認会計士、税理士            |
| 土 屋 俊     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事 |
| 濱 中 淳 子   | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授    |
| 山 本 泰     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授    |
| 湯 川 嘉津美   | 上智大学総合人間科学部教授        |

(第4部会)

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| ○ 尾 家 祐 二 | 九州工業大学長              |
| 大 谷 順     | 熊本大学副学長              |
| ○ 奥 野 武 俊 | 大阪府立大学名誉教授           |
| 片 山 英 治   | 野村證券株式会社主任研究員        |
| 神 林 克 明   | 公認会計士、税理士            |
| 佐 藤 裕 之   | 弘前大学大学院理工学研究科長・教授    |
| 土 屋 俊     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事 |
| 戸田山 和 久   | 名古屋大学大学院情報学研究科教授     |
| ◎ 中 島 恭 一 | 富山国際大学顧問             |
| ○ 中 島 秀 之 | 札幌市立大学理事長・学長         |
| 花 泉 修     | 群馬大学大学院理工学府電子情報部門教授  |
| 山 本 泰     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授    |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| ◎ 川 嶋 太津夫 | 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長         |
| 寫 田 敏 行   | 茨城大学全学教育機構准教授                |
| 末 次 剛健志   | 佐賀大学総務部企画評価課専門職（IR担当）・IR室副室長 |
| 高 橋 哲 也   | 大阪府立大学副学長                    |
| 土 屋 俊     | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事         |
| 戸田山 和 久   | 名古屋大学大学院情報学研究科教授             |
| 新 田 早 苗   | 琉球大学総合企画戦略部長                 |
| 林 隆 之     | 政策研究大学院大学政策研究科教授             |

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 前 田 早 苗 | 千葉大学教授            |
| 山 本 泰   | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |
|         | ※ ◎は部会長           |



## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準を満たしているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準を満たしているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認のうえ、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

岩手大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、地域の豊かで多様な資源に着目した新ビジネスを創出する若者の育成を目的とする、起業家人材育成講座「いわてキボウスター開拓塾」、また、地域に関わる活動プロジェクトの活性化を目指す地域活動・研究支援のプラットフォームとして「NEXT STEP 工房」を実施している。

「いわてキボウスター開拓塾」は平成 28 年 10 月の開設以来、延べ 144 人の学生が塾生として受講し、卒塾生は 117 人、卒塾生の中には起業した者（1 人）、新ビジネスを目指し県内農業法人への就職（1 人）や温泉地DMC（Destination Management Company）への就職（2 人）と、新しいビジネスを志向する卒塾生を輩出している。また、平成 30 年度には「創業機運熟成賞」（経済産業省中小企業庁主催）ほか、ビジネスピッチコンテスト（盛岡市主催）での受賞など成果を上げている。

「NEXT STEP 工房」は、平成 30 年度に学生の自発的な活動を継続して支援していくために立ち上げ、各地域の情報提供やワークショップの開催を通し、学生団体活動の活性化の支援を行っている。令和元年度には東北みらい創りサマースクールにおいて「東北みらい賞」を受賞するなど成果を上げている。（基準 6－5）

## Ⅱ 基準ごとの評価

### 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 4 学部及び 5 研究科を置いている。

##### [学士課程]

- ・人文社会科学部（2 課程：人間文化課程、地域政策課程）
- ・教育学部（1 課程：学校教育教員養成課程）
- ・理工学部（3 学科：化学・生命理工学科、物理・材料理工学科、システム創成工学科）
- ・農学部（6 学科：植物生命学科、応用生物化学科、森林科学科、食料生産環境学科、動物科学科、共同獣医学科）

##### [大学院課程]

- ・総合科学研究科（修士課程 4 専攻：地域創生専攻、総合文化学専攻、理工学専攻、農学専攻）
- ・理工学研究科（博士課程 3 専攻：自然・応用科学専攻、システム創成工学専攻、デザイン・メディア工学専攻）
- ・獣医学研究科（博士課程 1 専攻：共同獣医学専攻）
- ・連合農学研究科（博士課程 3 専攻：生物生産科学専攻、生物資源科学専攻、地域環境創生学専攻）

##### [専門職学位課程]

- ・教育学研究科（1 専攻：教職実践専攻）

平成 28 年度には、地域再生の課題解決をはじめ地域社会の持続的発展のための課題を中心におきつつグローバルな視点も含めた教育・研究・社会貢献活動を実施し、地域に根ざして成果を世界へ発信する大学を目指して、工学部を理工学部にするなど、学士課程の全学部を改組・再編している。

また、今後の学校教育を牽引する高い専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員と、新しい学校づくりの担い手となる新人教員を養成するため、平成 28 年度に教育学研究科を学校教育実践専攻、教科教育専攻の 2 専攻から教職実践専攻の 1 専攻（教職大学院）に改組している。

さらに、社会の変化、環境の変化、大学に求める社会的ニーズに対応するために、平成 29 年度には、大学院修士課程と博士前期課程の研究科を廃止し、総合科学研究科（修士課程 4 専攻）を設置し、平成 30 年度には、岐阜大学大学院連合獣医学研究科を解消し、東日本地域の課題を解決できる高度獣医学教育研究拠点として、東京農工大学との共同教育課程として獣医学研究科共同獣医学専攻を設置している。

加えて、連合農学研究科では、従来の教育システムを継承しつつ、地域の課題をグローバルな視野を持って担うことができる人材としての俯瞰的能力を育成するため、平成 30 年度に博士課程 4 専攻から 3 専攻に改組し、平成 31 年度には、理工学部への改組や総合科学研究科理工学専攻の設置

を受けて、理工学系人材育成体制の抜本的改革を実現するため、工学研究科(博士課程)を廃止し、理工学研究科(博士課程3専攻)を設置している。

## 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

#### [学士課程]

- ・人文社会科学部：専任 67 人（うち教授 36 人）
- ・教育学部：専任 64 人（うち教授 35 人）
- ・理工学部：専任 124 人（うち教授 44 人）
- ・農学部：専任 93 人（うち教授 38 人）
- ・その他の組織等（農学部附属施設）：専任 7 人（うち教授 4 人）
- ・その他の組織等（教育推進機構）：専任 10 人（うち教授 3 人）
- ・その他の組織等（教育研究支援施設等）：専任 20 人（うち教授 8 人）

#### [大学院課程]

- ・総合科学研究科：研究指導教員 265 人（うち教授 128 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・理工学研究科：研究指導教員 93 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・獣医学研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・連合農学研究科：研究指導教員 133 人（うち教授 80 人）、研究指導補助教員 75 人

#### [専門職学位課程]

- ・教育学研究科：専任教員 15 人（うち教授 11 人、うち実務家専任教員 7 人）

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおりであり、大学全体として著しく偏っていない。なお、女性教員の採用・定着促進を図るための特色ある取組を継続して行っている。

## 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員は、人文社会科学部、教育学部、理工学部、農学部、連合農学研究科、教育推進機構、研究推進機構、保健管理センター、三陸復興・地域創生推進機構、国際連携室等の学内組織に所属し、それぞれの専門性に応じて、学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、副学部長を置き、学部の学科には学科長を、人文社会科学部及び教育学部の課程には課程長を置いている。連合農学研究科を除く各研究科には研

究科長及び副研究科長を、連合農学研究科には研究科長及び研究科長補佐を置き、総合科学研究科の専攻に専攻長及び副専攻長を、総合科学研究科を除く各研究科の専攻には専攻長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部には学部教授会、各研究科に研究科教授会（総合科学研究科を除く）、総合科学研究科の各専攻に専攻教授会を設置している。

各学部教授会は、「学則」に基づき設置され、当該組織の専任の教授及び准教授等をもって構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各研究科教授会及び専攻教授会は、「大学院学則」に基づき設置され、当該組織の専任の教授及び准教授等をもって構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

なお、連合農学研究科では教授会に、研究科の円滑な運営を図るため代議員会を設置している。

各学部教授会、各研究科教授会、各専攻教授会は、平成30年度には、別紙様式1－3－2のとおり開催されている。

学長、理事、副学長、各学部長、各研究科長、総合科学研究科の専攻長、その他学長が指名する者等で構成される教育研究評議会が、教育研究に関する事項を全学的見地から審議している。

教育研究評議会は、平成30年度には、別紙様式1－3－3のとおり開催されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を総括責任者とし、総務・企画・評価担当の理事・副学長を自己点検・評価の責任者、各担当理事及び各担当副学長をそれぞれの分野における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は全学点検評価委員会であり、各学部、各研究科、各教育研究施設等に置かれた点検評価委員会等も自己点検・評価及び改善及び向上活動の責任者を定めている。その役割分担はそれぞれの委員会等の設置規程において明文化され、平成 31 年 3 月制定の「内部質保証体制に関する申し合わせ」で明確に定めている。

中核的な審議機関である全学点検評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事、副学長、学部長、研究科長、評議員、評価室専任教員及び総務、学術研究、地域連携、財務、学務の各担当部長によって構成されている。また、教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して、組織における質保証の自己点検・評価及び改善・向上活動の結果を一元的に集約し、全学点検評価委員会で定期的に諮ることで情報共有の仕組みとすることを「内部質保証体制に関する申し合わせ」で明確に定めている。

それぞれの教育研究上の基本組織が教育課程について責任をもつように各学部、各研究科、各教育研究施設等、事務局について、自己点検評価委員会や運営会議等を設置し、それらの設置規程において内部質保証に関する責任が明文化されており、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制が以下のように整備されている。

人文社会科学部、教育学部、理工学部、農学部においては、それぞれの教育課程について学部の長である学部長を責任者として、教養教育においては教育推進機構長である教育を担当する理事又は副学長を責任者として、その質保証を行っている。

大学院総合科学研究科においては、地域創生専攻と総合文化学専攻についてそれぞれの専攻長を責任者として、大学院理工学研究科、大学院獣医学研究科においては、それぞれの研究科長を責任者として、その質保証を行っている。大学院連合農学研究科においては、研究科の長である研究科長を責任者としてその質保証を行っている。大学院教育学研究科においては、教職実践専攻について副研究科長を責任者として質保証を行っている。また、大学院修士課程、専門職学位課程及び博士課程における 3 つの方針の策定について全学的な見地から統一が必要であることから、担当する理事又は副学長を責任者として、大学院委員会が行うことと定めている。

さらに、農学部点検評価委員会では、農学部及び総合科学研究科農学専攻の、理工学部点検評価委員会では、理工学部、総合科学研究科理工学専攻、理工学研究科の教育研究等の自己点検評価等を行っている。

岩手大学農学部と東京農工大学農学部との共同獣医学科においては、連携及び協力のもと安定的かつ継続的な共同教育課程の実施について協定書を取り交わし、共同獣医学科の長を各大学の学部におき、共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項等について連絡協議会を中核として運営

しつつ、岩手大学については農学部長を責任者として、その質保証を行っている。

岩手大学大学院獣医学研究科と東京農工大学大学院農学府との博士課程共同獣医学専攻においては、連携及び協力のもと安定的かつ継続的な共同教育課程の実施について協定書を取り交わし、共同獣医学専攻の長を各大学院研究科におき、共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項などについて連絡協議会を中核として運営しつつ、岩手大学大学院においては獣医学研究科長を責任者として、その質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は以下のように整備されている。

施設及び設備の全般については、財務を担当する理事又は副学長を責任者として財務委員会が、情報設備については、情報を担当する理事又は副学長を責任者として情報基盤委員会が、附属図書館については、図書館を担当する理事又は副学長を責任者として図書館運営委員会が、分担して質保証を行っている。その役割分担は、それぞれの設置規程においては十分には明文化されているとはいえないが、「内部質保証体制に関する申し合わせ」に明確に定めている。

なお、施設設備の質保証組織の一つである財務委員会の委員長は学長となっており、学長が最終的な質保証責任者ではあるが、とりわけ質保証に関して責任を持つ者として、「内部質保証体制に関する申し合わせ」のとおり、「財務を担当する理事又副学長」として定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は以下のように整備されている。

課外活動支援、学生寮、奨学金等業務、キャリア教育、就職支援、留学生支援、教養教育については、教育を担当する理事又は副学長である教育推進機構長を責任者として教育推進機構会議が、また、健康・ハラスメントに関連する学生支援の内部質保証を含む評価全般については、保健管理センター長を責任者として保健管理センター運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担はそれぞれの設置規程においては十分には明文化されているとはいえないが、「内部質保証体制に関する申し合わせ」に明確に定めている。ただし、連合農学研究科における学生支援に関する内部質保証体制は必ずしも明文化されてはいないが構成大学ごとに責任を分担している。

学生受入に関する内部質保証体制は以下のように整備されている。

学士課程においては、入学者選抜に係る基本的事項及び入学者選抜方法等の調査分析については、学生を担当する理事又は副学長を責任者として入試委員会が全学的に質保証を行っている。大学院課程においては、修士課程の入学者選抜に係る基本的事項の決定、入学者選抜方法等の調査分析等については、大学院総合科学研究科地域創生専攻では、同副専攻長又は専攻長特別補佐を責任者として同専攻入試委員会が、総合科学研究科総合文化学専攻、総合科学研究科理工学専攻及び総合科学研究科農学専攻においては同専攻長を責任者として、総合文化学専攻では同専攻専門委員会が、理工学専攻では同専攻入試委員会が、農学専攻では同専攻運営委員会が質保証を行っている。専門職学位課程である大学院教育学研究科の入学者選抜方法の策定及び検証については、研究科長を責任者として同研究科運営委員会が質保証を行っている。博士課程の入学者選抜方法の策定及び検証については、大学院理工学研究科、大学院獣医学研究科及び連合農学研究科では、それぞれの研究科長を責任者として、理工学研究科入試委員会、獣医学研究科運営委員会及び連合農学研究科代議委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担はそれぞれの設置規程においては十分には明文化されていないが、「内部質保証体制に関する申し合わせ」に明確に定めている。

## 基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程ごとに、その点検・評価において領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められている。

各教育課程における点検・評価の実施組織を明確にしたうえで、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順が、平成 31 年 1 月制定の「大学機関別認証評価」に関する教育課程ごとに実施する自己点検・評価のガイドライン」に定められている。

同様にすべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことが、平成 31 年 1 月制定の「大学機関別認証評価」に関する教育課程ごとに実施する自己点検・評価のガイドライン」に定められている。

実施においては「自己点検・評価シート（教育課程）」を用いて、領域 6 の各基準に沿った自己点検・評価項目ごとに評価の観点を示して、A、B、C の 3 段階の評価を行うとともに、当該年度における取組状況や改善状況等のとりまとめ、自己点検・評価を行った結果、改善すべき点があった場合の内容と対応方策についても確認している。

また、同様に、施設設備、学生支援、学生受入についても、実施時期（年 1 回程度）、実施主体（別紙様式 2－1－3 に掲げられている内部質保証体制を構成する組織）、評価基準、実施結果に関する実施組織及び点検評価委員会との情報共有が、平成 31 年 1 月制定の「施設設備、学生支援及び学生の受入における自己点検・評価の実施時期等に関するガイドライン」に定められている。

なお、実施においては「自己点検・評価シート（施設・設備（財務））」を用いて、自己点検・評価項目ごとに評価の観点を示して、A、B、C の 3 段階の評価を行うとともに、当該年度における取組状況や改善状況等のとりまとめ、自己点検・評価を行った結果、改善すべき点があった場合の内容と対応方策についても確認している。

また、教育推進機構が、各学部及び各研究科と連携し、教育課程、施設設備、学生支援、学生受入について、意見聴取の内容に応じて学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者、岩手県高等学校長を聴取の対象者として、実施時期、実施主体、意見聴取内容を平成 31 年 1 月制定の「教育研究等における内部質保証のための関係者からの意見聴取に関するガイドライン」に定め、定期的な意見聴取を行うこととしており、アンケート及び学外者を含む懇談会等における意見等によって関係者からの意見を聴取する仕組みを設けている。なお、意見聴取結果の分析を含めた実施結果についても、実施組織のほか、点検評価委員会との情報共有を同ガイドラインで定めている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置については、役員や大学構成員間の情報共有とそれらの一元的な集約とフォローアップの仕組みが十分ではなかったことの課題を解決するため、全学の点検評価委員会を総括的組織として、各部局等と連携した「『各部局等における自己評価・外部評価結果及び内部質保証に関する取組を全学一元的に集約するシステム（仕組み）の導入』について」を平成 23 年 3 月（平成 31 年 1 月一部改正）に定めている。これに基づいて、評価結果及び内部質保証の取組結果における全学一元的集約に関するフローチャートに沿って、教育課程、施設設備、学生支援及び学生受入について、機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について、検討、立案、提



案する手順が、すべての場合について明確に定められている。

さらに、「大学機関別認証評価」に関する教育課程ごとに実施する自己点検・評価のガイドラインにおいて、自己点検・評価結果により確認された事項について、各教育課程における点検・評価の実施組織が沿うべき、対応方針及び対応計画が明確に定められている。

なお、監事、会計監査人からの意見、経営協議会委員による外部者の意見については、明文化されていないが、全学一元的集約システムとは別の組織を活用して、学長及び担当理事が個別に対応している。監事、会計監査人からの意見については、四者協議会や学長・副学長会議で情報を共有し、確認された結果を踏まえ、案件に応じて担当理事（担当事務を含む。）が対応措置について検討し、立案、提案を行っている。また、経営協議会委員からの意見については、総務広報課で情報を整理し、学長、担当理事が対応措置について検討し、管理運営に反映することを立案、提案する対応を行っている。

### 基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。

大学評価・学位授与機構(当時)が平成 25 年度に実施した大学機関別認証評価の結果に対して、内部質保証において改善及び向上に責任をもつ組織が対応するとともに、自己評価書提出時点においてすべて対応を完了させている。さらに、平成 30 年度に実施した自己点検・評価の評価結果において指摘された改善を要する点にそれぞれ責任をもつ組織が対応し、一部対応中となっているものの、そのほとんどについて対応が完了している。また、経営協議会における外部委員の指摘、監事の意見などに対しても対応が行われている。

### 基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教育研究上の基本組織の新設・改廃等の見直しに関する内部質保証については、学長を委員長として、理事、副学長、学部長、研究科長、総合科学研究科の専攻長、教育研究評議会評議員のうち各学部から選出された者、事務局各部の長を構成員とする組織検討委員会が行うことが、平成 31 年 3 月制定の「内部質保証体制に関する申し合わせ」において定められている。同委員会では、見直しに必要な検証も併せて、教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想、組織別の教員、事務職員、専門職員等の配置等を審議している。また、組織検討委員会の構成員は、学長を委員長とする全学

の点検評価委員会の構成員及び内部質保証の体制における実施の責任主体や改善及び向上の責任者を含んでおり、全学部改組、大学院研究科の改組及び教職大学院の設置について、全学点検評価委員会が当該見直しの検証にどのように関与したかは明らかではないが、情報共有が組織的に行われている。

## 基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員選考基準に、教授、准教授、助教の職位ごとの資格基準を定め、修士課程・博士前期課程の担当及び博士課程・博士後期課程の担当について、それぞれ資格基準を定めているほか、各学部等においても専任教員の選考の基準を定めている。また、「職員採用規則」において、教員の選考に関して、学部教授会、研究科教授会、教育研究施設等の運営委員会等が採用候補者を選考し、学長が採用候補者のうちから採用を決定すると定めている。また、選考過程の客観性・透明性を高めるため、原則として公募によるものとし、国内のみならず可能な限り国外にも公募するものとし、実施している。

教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価は、「教員評価指針・実施要項」に定め、継続的に実施している。

部局長は、指針に基づき、部局の目標、専門分野の特徴などを考慮した評価基準を定め、毎年度各教員が活動状況等を記載した資料を作成し、部局長に提出することとされ、部局長は提出された活動状況を 2 年に一度、過去 2 年度分についての評価を実施する。なお、各教員は「大学情報データベースシステム」及び「教員評価システム」に活動状況を入力している。

評価組織としては、各部局内に部局評価委員会を設け、一次評価を行い、人事制度・評価委員会が部局の評価が適切に行われているかの観点で二次評価を実施し、その集計結果を「教員評価結果」としてウェブサイト公表している。

評価の領域は、「教員評価指針・実施要項」第 4 のとおり、①教育活動、②研究活動、③社会貢献活動、④大学運営活動の 4 つであり、それぞれの領域について、教員が職種及び職務の特殊性・専門性を考慮の上、目標及び目標を達成するための方策を設定し、それらの評価項目に係る活動状況を作成のうえ、3 段階の自己評価を行い、部局評価委員会がそれぞれの領域ごとの 5 段階評価に基づき活動全般について 5 段階で総合評価を行うこととし、別紙 2－5－2 のとおり実施されている。

評価指針に、学長及び部局長は、評価結果を本学及び部局の教育、研究、社会貢献及び大学運営の改善に役立てるとともに、処遇等への反映など適切な措置を講ずるものとする定め、年俸制教員については「年俸制教員評価要項」で年俸の業績給に反映させること、また、「サバティカル研修に関する要項」に、サバティカル取得の条件として、教育研究活動の評価結果が上位である者と定められている。また、学長は、部局長から報告された結果を人事制度・評価委員会に報告し、同委員会は、大学としての総評及び改善策をとりまとめることが、評価指針に定められている。

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別紙様式 2－5－4 のとおり実施している。カナダのサスカチュワン大学教員によるアクティブ・ラーニング短期集

中研修（参加者 25 人）や全学FD研修会（参加者 120 人）、学生支援を考える教職員FD・SD研修会（参加者 43 人）等、全学の教員を対象とする研修とともに、学部・研究科ごとの研修を実施している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のための組織として、学長及び理事 4 人により構成される役員会を設けているほか、学長、理事 4 人及び学長が任命した岩手大学職員以外の者 8 人で構成される経営協議会を置き、経営に関する事項を審議し、学長、理事、副学長、各学部長、各研究科長、総合科学研究科の専攻長、その他学長が指名する者等で構成される教育研究評議会を置き、教育研究に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制が整備されている。

法令遵守事項については、情報公開は、情報公開・個人情報保護委員会規則及び情報公開取扱規則を定め、総務部総務広報課が責任部署となっている。個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験についても、それぞれ規則、責任・実施体制を整備し、対応している。

危機管理については、情報セキュリティは、「情報システム運用基本規則」を定め、情報基盤センターが責任部署となっている。防火・防災、研究費等不正使用防止・研究活動に係る不正行為防止についても、それぞれ規則、責任・実施体制を整備し、対応している。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織として、別紙様式 3-3-1 のとおり、事務局に総務部（22 人）、学術研究推進部（26 人）、地域連携推進部（11 人）、財務部（26 人）及び学務部（51 人）を設置し、各学部事務部（42 人）、経営企画本部（6 人）、監査室（1 人）を常勤職員として配置し、このほかに非常勤職員 107 人を配置している。

**基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、組織検討委員会、点検評価委員会、国際戦略推進委員会等に教員及び事務職員が参画し、協働して意思決定に関与している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、評価者研修（平成 30 年度 22 人参加）、パソコン研修（基本編）（同 60 人参加）、学務部 SD 研修（同 61 人参加）等を実施するとともに国立大学協会東北地区支部が主催する研修等に職員が参加している。

**基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）を置いている。

監事は、「監事監査規則」に基づき、毎年度監査計画を立案し、業務及び会計に関して定期監査を実施し学長に報告している。また、必要に応じて臨時監査を行うと定めている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人による監査が実施されている。

内部監査規則に基づき、他の部門から独立した監査室が、年間の監査計画を策定し、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に定期監査及び臨時監査を行っている。

監査室長は、監査計画を作成し学長に提出し、監査後は監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長、理事等と四者協議会を定期的に開催し、監査内容、結果等について情報を共有し、意見交換をしている。

**基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4－1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

岩手県盛岡市上田に上田キャンパスを有し、その校地面積は 427,276 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は、計 100,737 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、農学部食料生産環境学科と総合科学研究科地域創生専攻地域産業コース水産業革新プログラムでは 2 キャンパス（上田、釜石：三陸水産研究センター）で教育を行っているが、その実施状況は別紙様式 4－1－1 のとおりである。

法令が定める附属施設として別紙様式 4－1－2 のとおり、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属ものづくりエンジニアリングファクトリー、附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター、附属動物病院が設置されている。

施設・設備の耐震化率は 100%である。

バリアフリー化については、身体障害者対応トイレ、エレベータ等を整備し、全学バリアフリーマップを作成し、車いす対応エレベータや車いす対応トイレを示すとともにスロープの斜度も記載している。

安全防犯については、危険箇所マップ、外灯配置マップの作成、「エックス線障害防止規則」や「高圧ガス危害予防規則」等の制定を行っており、配慮されている。

I C T 環境については、情報基盤センターで一元的に管理されており、学内 LAN によるインターネット接続環境が整備され、活用されている。

図書館は、上田キャンパス内に設置されており、延面積 9,077 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 674 席である。令和元年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 886,718 冊、雑誌 11,471 冊、電子書籍 5,621 タイトル、視聴覚用資料 1,994 タイトルである。開館時間は原則として授業実施日の平日は 12 時間、授業実施日でない開館日は 8 時間である。館外貸出冊数は 36,778 冊、文献複写件数は 2,049 件、学外者の利用状況は 214,222 人となっている。

自主的学習環境は、別紙様式 4－1－6 のとおり、人文社会科学部 6 号館計算機室、教育学部キャリアアップルーム、教育学部サイバースタジオ等、各学部に整備されているほか、学生センターや図書館（マルチメディア情報閲覧室等）、釜石キャンパスにも整備され、効果的に利用されている。図書館においては、コーディネーターや教員が「学び」について相談に応じ、個人の課題や能力に合わせて指導を行う「Learning Support Desk」や静かに学修するための個別学修用座席のほか、グループ学修を行うための会話ができるエリアを設け、学修の目的に応じて活用されている。

### 基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4－2 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、総合的相談、身体的健康に係る支援・相談や精神的健康に係る相談については、保健管理センターを、就職等に係る相談についてはキャリア相談室を設置し、対応している。

また、各種ハラスメントに関しては、「ハラスメント防止規則」に基づき、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止及び排除のための措置を講じるほか、ハラスメントに起因する問題に対応している。

80 団体が課外活動を行っている。そのための施設として、運動場、弓道場、アーチェリー練習場、馬房及び馬場等が整備され、運営資金や備品貸与等の支援を行っている。

留学生への生活支援等は、国際課が担当しており、連携部署として国際連携室、グローバル教育センターを設置し、担任教員制度、チューター制度を設ける等、体制を整備している。また、留学生ガイドブック、安全ハンドブック（英語版）の作成等を行っている。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定するとともに、学生特別支援室を設置するなど、体制を整備している。

学生に対する経済面での援助については、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の各種奨学金制度のほか、後援会及び岩手大学生協からの寄附金や一般からの寄附金を財源とした大学独自の奨学金制度、入学料免除、授業料免除、寄宿料免除の制度があり、学生に対する経済面での支援を別紙様式4-2-5のように行っている。

連合農学研究科においては、構成大学における該当する教授会のもと各キャンパスにおいて、責任をもって学生支援が実施されている。

## 領域 5 学生の受入に関する基準

### 基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

理工学研究科及び連合農学研究科において自己評価書提出時点には、学生受入方針において、「求める学生像」のみが明示されており「入学者の選抜方針」が確認できなかったが、令和元年 11 月までに策定され明示されている。

### 基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり入試を実施している。

学士課程の入試については、「入試委員会規則」に基づきアドミッション・オフィス入試専門委員会、作題等専門委員会、学部入試委員会を設置している。また、大学院の入試について研究科又は専攻ごとの「運営委員会規則」等に基づき各研究科・専攻が実施している。

試験区分毎の実施体制については、一般入試、推薦入試では学長が本部長を務める全学体制の試験実施本部を設置するほか、各学部にも学部長が本部長を務める実施本部を設置して組織的な監督員の選出等運営を適切に実施している。AO入試の二次試験及び編入学試験においては各学部長が試験実施責任者となり、大学院入試においては各研究科長又は専攻長が試験実施責任者となって組織的に実施している。

また、面接、口頭試問、プレゼンテーション、実技検査等については、複数の面接員等が実施すること、実技検査では募集要項で検査内容を公開することで公正性を担保している。

学士課程の入試については、入試委員会で選抜方法等の分析を、入試センターにおいては入試結果の分析等を行っており、また、岩手県内の高等学校教員による作問等に係る外部評価を行い、改善を図っている。大学院入試については、各研究科において入試委員会や運営委員会等が入学選抜方法等についての検証を行い改善に取り組んでいる。

### 基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 27～令和元年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

ただし、獣医学研究科（博士課程）は平成 30 年度から学生受け入れを開始しており大幅に超えている状況にあるが、過去 5 年間にわたる実績ではない。なお、総合科学研究科については平成 29 年



度から学生受入を開始し、5年にわたる実績ではないが組織改編を踏まえ分析すれば以下のとおりである。

[学士課程]

- ・人文社会科学部 : 1.05 倍
- ・教育学部 : 1.07 倍
- ・理工学部 : 1.04 倍
- ・農学部 : 1.05 倍
- ・農学部（共同獣医学科） : 1.11 倍

[大学院課程]

- ・総合科学研究科（修士課程）
  - 地域創生専攻 : 1.12 倍
  - 総合文化学専攻 : 0.80 倍
  - 理工学専攻 : 0.95 倍
  - 農学専攻 : 0.93 倍
- ・理工学研究科（博士課程） : 0.94 倍
- ・獣医学研究科（博士課程） : 1.60 倍
- ・連合農学研究科（博士課程） : 1.29 倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科 : 1.11 倍

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

教養教育（共通教育）については、教育推進機構が各学部の学位授与方針に沿った教養教育の責任を担い、各学部と連携して教養教育の授業を実施している。

### 基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

一部の学部・研究科においては、必ずしも社会に分かりやすく明示されているとは言えないが、すべての学部・研究科において教育課程の編成が、体系的性を有しており、また、授業の内容、水準は学生に分かりやすく示されているとはいえないが、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を「学則」で定めている。

連合農学研究科を除きすべての研究科においては学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することが定められている。連合農学研究科については、指導計画に関して自己評価書提出時点には、明文化されていなかったが、令和元年 12 月までに明文化し整備されている。

### 基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用され

## ていること

【評価結果】 基準6－4を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間は、35週が確保されている。

平成31年4月から、90分15回の授業を100分14回に変更し、科目の特性に応じてグループワークや、増加した時間を活用して調査、実験、ディスカッションに充てることにより、議論や調査、課題解決へのアプローチなど、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）の手法を取り入れやすくし、学生の思考力や判断力を育成しつつ、知識や技能の定着化を図っている。また、一部の授業科目においてはクォーター制を導入し、週2回授業を行う科目、週1回の授業を行う科目を配置し、授業科目の目的により授業の形態を選択できるとしている。

授業科目においては、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

専門職大学院である教育学研究科教職実践専攻においては、履修登録の上限設定を1年間に38単位としている。また、教職大学院実習連絡協議会を設置し、連携協力校との教職大学院における多面的な実践力を持つ高度な教育専門職養成教育の充実と改善を図っている。

## 基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6－5を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6－5－1のとおり入学時のガイダンスや各学部では担任制を、研究科においては複数指導体制を導入し、履修指導、助言等が行われている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6－5－2のとおりオフィスアワー、ラーニングサポートルーム等により助言、支援が行われている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、別紙様式6－5－3のとおりインターンシップ、ボランティア活動の実施やキャリア関連科目として、授業科目「キャリアを考える」及び「地場産業・企業論」の開講、県内各地域をフィールドとして研究活動・地域活動を行う「NEXT STEP 工房」や県内で活躍する起業家との交流やフィールドワークを中心とした実践的アントレプレナーシップ醸成講座として「起業家人材育成講座（いわてキボウスター開拓塾）」など各種の取組が行われている。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制として、別紙様式6－5－4のとおり学生特別支援室、教育推進機構（グローバル教育センター）を置き、必要に応じて支援が受けられるような体制が整えられている。

**基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定されている。

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、教育推進機構会議及び各教育組織における教務委員会等において組織的に確認している。

成績に対する異議申立て制度については組織的に定められている。

**基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定して、公表している。

大学院教育課程においては、学生便覧等に掲載している学位論文審査基準を組織として策定して、公表している。

卒業及び修了の認定は、策定された要件に則して教授会において組織的に実施されている。

**基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおりである。

就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にある。